

教育委員会定例会（平成28年3月）会議録

1 日 時	平成28年3月24日（木）13:30～14:20
2 場 所	新居浜市庁舎5階 教育長室
3 出 席 者	委員長 三木 由紀子 委員 伊藤 嘉秀 長野 美和子 事務局長 木村 和則 総括次長 眞鍋 育朗
4 記録者氏名	社会教育課 岡部 文仁
5 会議の概要	<p><議案></p> <p>議案第14号 新居浜市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>議案第15号 新居浜市教育委員会事務局等事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について</p> <p>議案第16号 新居浜市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の全部を改正する規則の制定について</p> <p>議案第17号 新居浜市立郷土美術館管理運営規則を廃止する規則の制定について</p> <p>議案第18号 新居浜市立郷土美術館処務規程を廃止する規程の制定について</p> <p>議案第19号 新居浜市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>議案第20号 教育委員会事務局職員の人事異動について</p> <p><その他></p> <p>泉川中学校教諭の件について</p>

三木委員長	<p>それでは定刻がまいりましたので、ただ今から平成28年第3回新居浜市教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、第14号から第20号までの7議案となりますが、第20号は人事案件でございますので、新居浜市教育委員会会議規則第37条の規定により、この会の最後に非公開で審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
委員一同	はい。
三木委員長	<p>ご異議がないようですので、最後に非公開で審議させていただきます。</p> <p>それでは、議案第14号「新居浜市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
眞鍋総括次長兼社会教育課長	<p>議案第14号「新居浜市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」の制定についてご説明申し上げます。議案書の2ページ、3ページをお目通しください。今回の規則の改正につきましては、組織機構の見直しに伴い、第2条第2項に規定しております、スポーツ文化課の係を再編するものでございまして、現在ございます芸術文化係及び埋蔵文化係を文化政策係に統合し、生涯スポーツ係を新設するものでございます。また、新居浜市立郷土美術館が平成28年3月31日をもって閉館することに伴い、別表において規定しております「課の事務分掌」について、郷土美術館部分を削るものでございます。なお、この規則は、平成28年4月1日から施行したいと考えております。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
三木委員長	<p>ただいまのご説明について、ご意見ご質問等はございませんか。</p> <p>それでは、議案第14号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p>

<p>三木委員長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>次に、議案第15号「新居浜市教育委員会事務局等事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>眞鍋総括次長兼社会教育課長</p>	<p>議案第15号「新居浜市教育委員会事務局等事務決裁規程の一部を改正する規程」の制定についてご説明申し上げます。議案書の4ページ、5ページをお目通しください。今回の規程の改正につきましては、新居浜市立郷土美術館が平成28年3月31日をもって閉館することに伴い、第6条及び別表第2中において規定しております郷土美術館部分を削るとともに、現状に即した所要の条文整備を行うものでございます。なお、この規則は、平成28年4月1日から施行したいと考えております。ご審議よろしく願いいたします。</p>
<p>三木委員長</p>	<p>ただいまのご説明について、ご意見ご質問等はございませんか。</p> <p>それでは、議案第15号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>三木委員長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>次に、議案第16号「新居浜市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>眞鍋総括次長兼社会教育課長</p>	<p>議案第16号「新居浜市立幼稚園保育料徴収条例施行規則」の制定についてご説明をさせていただきます。議案書の6ページから2</p>

<p>三木委員長</p>	<p>0ページをご覧ください。制定の理由といたしましては、多子世帯・低所得世帯の保護者負担の軽減を図るとともに、ひとり親世帯等の保護者負担の軽減も図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進するため、規則の全部を改正して新たに制定しようとするものでございます。</p> <p>規則の内容といたしましては、第1条で趣旨を規定、第2条で用語の定義を規定するものでございます。第3条で保育料の額を定めております。8ページの別表をお目通しください。いままでの保育料は、第1階層から第5階層までの5つの区分でございましたが、第2階層及び第3階層については、要保護者等世帯と要保護者等世帯以外の世帯に分割いたしております。保育料の金額につきましては、第2階層は2,500円から要保護者等世帯の保育料を無料に、第2階層の要保護者等世帯以外の世帯の保育料を1,500円に、第3階層の要保護者等世帯の保育料を4,200円から1,600円に改正いたしております。その他の保育料につきましては、変更はございません。第4条は、保育料の決定及び変更の通知、合わせて様式を規定するものでございます。第5条は納入通知書、第6条は保育料の減免について規定いたしております。次に、附則第3条及び第4条の改正につきましては、用語の定義について規定するものでございます。附則第7条につきましては、第2階層及び第3階層の要保護者等世帯以外の世帯について、多子計算にかかる小学生3年生の年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降の無償化を実施するものでございます。附則第8条につきましては、第3階層を要保護者等世帯について、多子計算にかかる小学生3年生の年齢制限を撤廃し、第2子以降の無償化を実施するものでございます。なお、この規則は、平成28年4月1日から施行したいと考えております。ご審議よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまのご説明について、ご意見ご質問等はございませんか。</p> <p>それでは、議案第16号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p>
--------------	--

	<p>(全員挙手)</p>
<p>三木委員長</p>	<p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>次に、議案第17号「新居浜市立郷土美術館管理運営規則を廃止する規則の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>眞鍋総括次長兼社会教育課長</p>	<p>議案第17号「新居浜市立郷土美術館管理運営規則を廃止する規則」、議案第18号「新居浜市立郷土美術館処務規程を廃止する規程」の制定につきましては、関連した内容でございますので、一括してご説明申し上げます。議案書の21ページ、22ページをお目通しください。これらの議案は、新居浜市立郷土美術館が平成28年3月31日をもって閉館することに伴い、関連する規則及び規程を廃止しようとするものでございます。2月の教育委員会定例会においてご審議いただきました「新居浜市立郷土美術館設置及び管理条例を廃止する条例」につきましては、2月議会において承認されましたことをご報告いたします。なお、これらの規則及び規程は、平成28年4月1日から施行したいと考えております。ご審議よろしく願いいたします。</p>
<p>三木委員長</p>	<p>ただいまのご説明について、ご意見ご質問等はございませんか。</p> <p>それでは、議案第17号、第18号について、一括で採決いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>はい。</p>
<p>三木委員長</p>	<p>ご異議がないようですので、一括で採決させていただきます。</p> <p>それでは、議案第17号、第18号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p>

<p>三木委員長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>次に、議案第19号「新居浜市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>眞鍋総括次長兼社会教育課長</p>	<p>議案第19号「新居浜市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則」の制定についてご説明申し上げます。議案書の23ページをお目通しください。新居浜市立図書館設置及び管理条例施行規則第11条第3号の「営利を目的とするおそれがあると認められるとき。」という規定を、他の設置及び管理条例施行規則との整合性を図るため削り、第4号を第3号とするものでございます。なお、この規則は、公布の日から施行したいと考えております。ご審議よろしくおねがいたします</p>
<p>三木委員長</p>	<p>それでは、議案第19号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>三木委員長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>これより、非公開審議に入りますので、関係者以外の方は退席をお願いします。</p> <p>宮内委員、阿部教育長には別途お知らせする。</p>

	<p>新居浜市教育委員会会議規則第54条の規定により署名する。</p> <p>委員名</p> <p>委員名</p>
--	---